

じょいんと

JMITU

東京西部一般支部

ダイワ分会

2020・2・14 (金)



2020春闘要求案 2月19日JMITU統一要求日に要求提出予定

シニアパートナー月額225,000円 時給1400円に

シニアパートナー以外の非正規社員
時間給1200円早期実現、今期100円以上の引きあげ

非正規でも頑張っている 正社員との格差是正を

2020春闘いよいよ来週19日(水)JMITUの統一要求提出日です、ダイワ分会もその日に春闘要求を経営側に提出する予定です、当日団体交渉も行なう予定です。

1月24日(金)よりダイワ分会は朝ビラなどで2020春闘の要求アンケートに取り組み、WEBでのアンケートにも取り組んできました。

アンケート集計結果より

これまでの20日間でみなさんから多くのアンケートにご協力をいただきました。その一部を紹介します。

パートタイマーや契約社員の方々の生活実態は全員が苦しいかやや苦しいでした。フルタイムで働いても大卒初任給よりはるかに低い18500円以下で、一時金支給月数は正社員の7分の1程度の年間0.6ヶ月ですから当然です。

全国労働組合総連合の調査によると「最低生計費」月約24万円、年間約300万円で全国どこでも大差はありません、時給1100円だと40から50時間の残業をしなければなりません。1日8時間、労働日20日とすると時給は1500円になります。

労働基準法第1条に労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むために必要を充たすべきものではないとあります。

ダイワ分会が属するJMITUは統一要求として時給1300円を掲げています、また全国一律の最低賃金制度の実現をも目指し政府に働きかけています。

賃上げに関して、アンケートで時給30円から400円の引き上げで求め、100円、200円が7割を占めました。一時金は年間1から6ヶ月で、5割強の方が2ヶ月との回答でした。

パートタイマーの時間給は1000円から1100円に引き上げられた時、一時金の支給月数が大幅に減らされ年間0.6ヶ月になっています。

パートタイマーや契約社員からは「一時金があまりに低すぎる」「正社員との格差が大きすぎる」「一時金支給日はなにか気まずい感じになる」「ワンチームでありたいけど・・・」、などなどの声が届いています。

2020年4月より「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます、これにより正社員と非正規社員の不合理な格差が禁止されます。同一労働同一賃金が原則ですが、非正規社員の待遇改善を目指すものでもあります。

大幅な賃上げは社会的な要請！！ 賃上げは生活防衛のため欠かせない

ダイワ分会は非正規社員の一時金支給月数が合理的とは思えません、昨年パートタイマーは時間給引き上げがありませんでした、消費税も10月より2%上がり、昨年4月頃より生活関連物価の値上げに追い討ちをかけた事になりました、今春闘時間給アップ、一時金の支給月数大幅改善に皆さんと共に取り組みたいと考えています。

シニアパートナーについては、昨年1万円のベースアップを実現し月額21万円にまでなりました。しかしダイワ分会はシニアパートナー制度発足翌年の春闘から時給1400円、月額225000円の要求を掲げ、現在まだその道半ばです。月例給の引き上げは勿論ですが、正社員との一時金格差の是正を目指します。

正社員も誰でもが生活改善実感できる 大幅なベースアップを！！

グローブライドユニオンの皆さん、世間では2014年からベースアップが復活し6年連続ありました、グローブライドのベースアップは1年遅れの15年より復活し、2017年はなし、一昨年1000円、昨年800円でした。しかしベースアップ原資は初任給の見劣りを是正し、30才以上の方々には薄い配分でした。初任給だけが世間と格差があるだけでは決してありません。今年こそ誰でもが賃上げを実感できる大幅なベースアップの社内世論をつくり上げましょう。